

Title	大江匡衡と『文選』
Author(s)	後藤, 昭雄
Citation	語文. 2013, 100-101, p. 13-22
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/70905">https://hdl.handle.net/11094/70905</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 大江匡衡と『文選』

一

一条朝期を代表する文人大江匡衡（九五二〜一〇一二）は長徳二年（九九六）四月、時に式部権少輔、文章博士の官に在ったが、さらに備中介を兼任したいとの奏状（『本朝文粹』巻六・162）を呈上した。その中に、

三史文選、師説漸く絶え、詞華翰藻、人以て重んぜず。

という一文がある。「三史」は『史記』『漢書』『後漢書』をいう。したがって「三史文選」は歴史と文学、広く言えば学問と言ったよからう。対する「詞華翰藻」は詩文である。学問の系譜が衰微し、文学が軽視される。そうした現今の状況を歎いているのであるが、このうち、とり分け「文選」が注視され、これを以て、一条朝、拡げて平安中期における文選学の、あるいは『文選』受容の衰退が語られることがあるのだが、実際はどうなのであろうか。匡衡のこの慨嘆を文字どおりに受け取っていいのだろうか、検討

後 藤 昭 雄

してみたい。なお、匡衡は「三史文選」と言っているので、併せて三史（実際には『史記』）についても見ていこう。

二

このことを考えるについて、まず取り上げるべきは、他ならぬ匡衡の詩文である。

匡衡の文学的自伝である「述懐。古調詩一百韻」（『江吏部集』巻中）に、長徳四年のこととして、次のようなことが賦されている。

その年の九月のある日、匡衡の屋敷を宮中からの使者が訪れ、天皇のお召しがあることを告げた。匡衡は大慌てで宮中に向かい、藏人を通じて勅命を受けた。

夕郎手持書 夕郎手に書を持ち

口以勅語伝 口に勅語を以て伝ふ

此孔子世家 此れ孔子世家なり

家々説不詮 家々の説詮あきかならず

宜以江家説 宜しく江家の説を以て

備之劄覧焉 之れを劄覧に備ふべしと

奉詔汗液背 詔を奉じて汗は背をうら洩す

浅学恐自専 浅学にして自専たるを恐る

抽毫立加點 毫をひ抽んで立たてに點を加へ

指掌心于乾 掌を指すがごとく乾に心ふ

天皇の命は、「孔子世家」について、諸家の説が明確ではないので江家の説を示すようにとのことであつた。匡衡は事の重大さに恐懼しつつ、直ちに訓点を施し、天皇の要請に応えた。「乾」は天子をいう。「孔子世家」は『史記』の一巻である(卷四十七)。すなわち一条天皇が『史記』を読むに際して、大江家の訓説を求めてきたのである。

このことに関連する貴重な資料として、匡衡の訓説を伝える『史記』の古写本が現存している。宮内庁書陵部蔵の三条西実隆による永正七年(一五二〇)書写の『史記』がそれで、「孔子世家」ではないが、卷一「五帝本紀」の尾題の下に、

本云、善清一 江匡一 橘卓一 已上三説竝存

という識語がある。それぞれに三善清行(八四七〜九一八)、大江匡衡、橘直幹と考えられる。清行は菅原道真と同時代に、直幹は生没年未詳であるが、朱雀・村上朝に活躍した文人である。それら二人と共に匡衡の、すなわち江家の訓説が十六世紀の写本に承継がれていた。

やはり「述懐」にもう一つのこと賦されている。先の引用に続いて、

其後未幾日 其の後未だ幾日ならずして

昇殿接神仙 昇殿して神仙に接す

近左右師子 左右の師子に近づき

攀楼殿環珙 楼殿の環珙かんごを攀よづ

執卷授明主 卷を執りて明主に授くれば

縦容冕旒褰 縦容として冕旒べんりゆう褰ひげらる

尚書十三卷 尚書十三卷

老子亦五千 老子また五千

文選六十卷 文選六十卷

毛詩三百篇 毛詩三百篇

加以孫羅注 加ふるに孫羅の注を以てし

加以鄭子箋 加ふるに鄭子の箋を以てす

搜史記滯義 史記の滯義を搜りて

追謝司馬遷 追ひて司馬遷に謝し

叩文集疑門 文集の疑門を叩きて

仰慙白樂天 仰いでは白樂天に慙はづ

とある。ここで賦されているのは、昇殿を許され、天皇の侍読を勤めることになったことである。7句目以下に天皇に講授した典籍を列挙する。『尚書』『老子』『文選』『毛詩』『史記』『白氏文集』である。なお、同様のことは他の詩文にもいう。『江吏部集』卷中の『老子』読書に侍したことを賦す詩の長文の詩題

に、

頃年、累代侍読の苗胤たるを以て、尚書一部十三卷、毛詩一部三十卷、文選一部六十卷、及び礼記、文集を以て、聖主の御読に侍す。皆是れ鴻業を潤色し、王道を吹埜すえいする典文ならざるは莫なし。

とある。ここでは『史記』がなく、『礼記』が加わっている。また、長保四年（一〇〇二）十一月の、子の挙周たかひろの明春の蔵人任官の推薦を藤原道長に依頼してくれるよう藤原挙直に懇請する書状（「可レ被レ上啓挙周明春所望事」『本朝文粹』巻七・196）にも、自己の功績を述べて、

匡衡は毛詩、莊子、史記、文選を以て天子に授け奉り、易筮、表翰、願文、祭文を以て、東閣（道長）の旨意を発明せり。

という。ここでは、『莊子』が加わっている。

「述懐」に戻るが、天皇に講授したと列挙する書物のうち、『文選』と『毛詩』については用いた注本のことにも言及している。

文選六十卷、毛詩三百篇、

加ふるに孫羅の注を以てし、加ふるに鄭子の箋を以てす。

『毛詩』についていう「鄭子の箋」とは、後漢の鄭玄の注である。『日本国見在書目録』『詩家』に「毛詩二十卷漢河漢氏箋」とある。

『文選』については「孫羅の注」というが、孫羅とは初唐の公孫羅である。その注のことは、同じく『日本国見在書目録』『総集家』に「文選鈔六十九羅公孫撰」「文選音決十羅公孫撰」とあり、後述す

る『文選集注』にも「鈔」「音決」として二書ともに引用されている。『文選鈔』『文選音決』ともに公孫羅の注であるが、「鈔」は義注、「音決」は音注であるから、匡衡が用いたという「孫羅の注」は『文選鈔』と考えられている。

まず匡衡自身の詩文に目を向けてみたが、匡衡が侍読として一条天皇に講授した多くの中国の典籍のなかに『文選』『史記』にも含まれている。また、『史記』『孔子世家』については、特に天皇の下令を受けて、大江家の訓説によって訓点を付けて献呈している。さらに、他の巻（「五帝本紀」）であるが、匡衡の訓説は平安中期の他の学儒のそれと共に十六世紀の写本にまで受け継がれている。

### 三

次いで、匡衡の周辺を尋ねてみよう。匡衡の時代には、上流貴族たちが漢文日記を書き記しているが、これを取り上げて、時代を追って見ていこう。

藤原行成の『権記』の長保二年（一〇〇〇）九月六日条に、次の記述がある。

亦先日匡衡朝臣所伝仰注文選、纔所求得四十余卷。非一同。随仰可令進上。

また先日匡衡朝臣に仰せを伝ふる所の注文選、纔かに求め得る所四十余卷なり。一同に非ず。仰せに随ひて進上せしむべし。

時に行成は藏人頭の職に在ったが、この日、左大臣道長の召しを受けて、いろいろの「雑事」を申し承っている。そのなかの一事である。これより先、行成は、天皇の「注文選」を進上するようにとの命を匡衡に伝えていたが、ようやく四十数巻を求め得たところで、揃ってはいないものの進上させよ、という道長の指示である。

翌七日、このことについての天皇の意向が示された。

奏昨日左大臣令申旨。仰云、文選雖不具可進。

昨日左大臣の申さしむる旨を奏す。仰せて云はく、文選、具はずといへども進上せよ。

とある。昨日の左大臣の指示を天皇に奏上したところ、「文選は揃っていないとも進上せよ」という命が下されたという。

一条天皇は「注文選」を求めており、その入手が匡衡に下命されている。これがいかなる文選注であるのかは、これだけの記事からは不明というほかない。

以下は藤原道長の『御堂閑白記』の記述である。

寛弘元年（一〇〇四）十月三日条に次の記事がある。

乗方朝臣集注文選并元白集持来。感悦無極。是有聞書等也。

乗方朝臣、集注文選并びに元白集持ち来る。感悦極まり無し。

是れ聞こえ有る書等なり。

乗方が「集注文選」と「元白集」を持参し、道長に献呈した。

乗方は源乗方である。宇多源氏で重信の子、兄弟に致方、道方、宣方、相方がある。乗方には文事は伝わらないが、致方ら四人は

いずれも詩文に堪能な人であった。

「元白集」は元稹と白居易の詩文集の意であるが、個別の集として、たとえば両者による唱和集のような、これに該当するものは知られず、それぞれの別集、すなわち「元氏長慶集」と「白氏文集」とを併称したものであろう。

「集注文選」はそれとして現存する。そのほとんどが我が国に遺存する『文選集注』がこれであると考えられている。百二十巻という大部なものであるが、今は二十数巻が残るのみである。編者は未詳。その名のとおり、諸注を集成したもので、李善注、五臣注のほか、「鈔（文選鈔）」、「音決（文選音決）」、「陸善経注」という、いずれも唐人の注を引載する。「鈔」以下の三書は本書にのみ見える注釈であり、貴重な集注として尊重される。

道長はこの『集注文選』及び「元白集」について、「聞こえ有る書」と言い、それを手にすることができて「感悦極まり無し」と感激の辞を書きつけている。道長にとっても、かねてよりその評判を耳にして、取得を待ち望んでいた書物だったのである。

これより一箇月を経た十一月三日、道長は再び『集注文選』のことを記録している。

事了間、集注文選、内大臣取之。右大臣問。内大臣申云、宮被奉集注文選云々。

事了んぬる間、集注文選、内大臣（藤原公季）之れを取る。

右大臣（同顕光）問ふ。内大臣申して云ふ、宮、集注文選を奉らると云々。

この日、一条天皇は中宮の許（藤壘）に出かけ、管絃の遊びが催された。これが終わって後のことである。「宮」は中宮の彰子、言うまでもないが道長の娘である。その中宮から天皇へ『集注文選』が奉獻されている。一箇月後のことである。先に道長へ進上された『集注文選』に違いない。

先に見たように、一条天皇は匡衡から「文選六十卷」（李善注か）及び公孫羅注によって『文選』の講義を受けていた。また未詳の「文選注」の調達を匡衡に命じて、その四十数巻を入手していた。今また、最上の文選注も手元に置くことになったのである。

『集注文選』は匡衡とも関わっており、それは匡衡の曾孫、匡房の言談を記録した『江談抄』に記されている。卷六一<sup>8</sup>「張車子の富は文選の思玄賦を見るべきこと」である。

予問ひて云はく、「丹波殿の御作詩の中に「司馬遷の才漸く進むと雖も、張車子の富は未だ平均ならず」と。「張車子の事は集注文選の「思玄賦」の中に見ゆ。第一に興有る事なり。

「丹波殿」はその最終官、丹波守（寛弘七年任）によって匡衡をいう。引かれている詩句は「越州刺史の任に赴くを餞す」（『江吏部集』卷中）の一聯である。

鏡水蘭亭君管領 鏡水蘭亭君管領し  
翰林李部我艱辛 翰林李部我艱辛す  
明時衣錦昼行客 明時錦を衣る昼行の客  
暗牖彈冠晚達人 暗牖冠を弾く晩達の人

司馬遷才雖漸進 司馬遷の才漸く進むと雖も

張車子富未平均 張車子の富は未だ平均ならず

越州便是本詩国 越州は便ち是れ本詩国

宜矣使君先遇春 宜なるかな使君の先づ春に遇ふこと

これは長徳二年（九九六）正月、越前守に任ぜられた藤原為時の赴任に際して賦した詩である。語句また一首全体の意味等については、拙著、人物叢書『大江匡衡』（吉川弘文館、二〇〇六年。六〇頁）に譲るが、第三聯までは国守の身分を得た幸運の為時と不遇の自らとを対比して詠んでいる。話題となつてゐる第六句は、国守になれなかつた私は張車子のような富を平等に得てはいないということであるが、匡房は、その典拠は『集注文選』の「思玄賦」の注にあるという。

「思玄賦」は漢の張衡の作で、現行の李善注本、六臣注本では卷十五所収。『文選集注』は残念なことに、該当する巻が失われている。賦の、世間の吉凶を予測することの難しさを述べる箇所、

或鞳賄而違車兮、孕行産而為対。

或いは賄を鞳びて車を違くるも、孕は行く産して対へを為すとあり、これについて、今は李善注によれば、次のようにいう。

車は人名なり。孕は子を懐るなり。昔、周驪なる者有り。家甚だ貧しく、夫婦夜も田る。天帝見て之れを矜み、司命に問ひて曰はく、此れ富ますべきかと。司命曰はく、命、貧に当たる。張車子が財有り。以て之れに仮すべしと。乃ち借り

て之れを与へ、期して曰はく、車子生まれなば、急ぎ之れを還せと。田る者稍よやく富み、賞しを致すこと巨万なり。期に及んで司命の言を忘れ、夫婦其の賄まわを輩たびて以て逃る。行旅者と同宿し、夫妻の車の下に寄りて宿るに逢ふ。夜、子を生む。名を夫に問ふに、夫曰はく、車間に生まるれば車子と名づくるなり。是れより向かふ所、利を失ひ、遂に便ち貧困となる。おおよそこのような話である。

周髀なる者がいて、たいそう貧しかった。天帝が憐れんで、司命（人の運命を司る神）にはかると、「貧しい運命のもとにあるが、張車子の財産を貸してやろう」という。そこで天帝はこれを与えて、車子が生まれたら、すぐに返すよう約束する。そのおかげで周夫婦は大金持ちになるが、約束の時になると、財産を抱えて逃げてしまう。旅の途中、妻は車の下で子供を生む。同宿者が子の名前を尋ねると、夫は「車の下で生まれたので車子だ」と言った。これ以後、夫婦は再び貧乏になってしまった。

この李善注に拠つても「張車子の富」という措辞の因つて来たところを知ることができる。『集注文選』にも類似の注が付されていたのであろう。『江談抄』の話は、匡衡の詩の表現はそれを踏まえていたといふのである。匡衡も『集注文選』を目にしていた。

寛弘三年（一〇〇六）十月二十日条に次の記述がある。

参内。着左仗座。唐人令文所及蘇木、茶椀持来。五臣注文選、文集等持来。

内に参る。左仗座に着く。唐人令文が及ぼせる所の蘇木、茶椀持ち来る。五臣注文選、文集等持ち来る。

「令文」は宋の商人の曾令文。長徳・長保年間にも来航し、『権記』にも名が見える。<sup>(1)</sup>これは再度の来日であるが、将来した唐物を献上した。なかに「五臣注文選」と『白氏文集』があった。『文選』五臣注は唐の開元六年（七一八）、呂延濟、劉良、張銑りよきょう、呂尚、李周翰の五人によつて作成された注釈である。先述の『文選集注』にも五臣注が引載されているが、ここで献上されたのは単行の五臣注である。

次いで寛弘七年八月二十九日条である。

作棚厨子二双。立傍置文書。三史、八代史、文選、文集、御覧、道々書、日本記具書等、令、律、式等具、并二千余卷。棚の厨子二双を作る。傍に立て文書を置く。三史、八代史、文選、文集、御覧、道々の書、日本記の具書等、令、律、式等の具、并せて二千余卷なり。

道長は新たに書棚を作り、所蔵の典籍史料を取めた。「八代史」は中国の史書、『魏書』『晋書』『宋書』『齊書』『梁書』『陳書』『隋書』『唐書』である（『口遊』書籍門）。「御覧」は『修文殿御覧』。合わせて二千余巻とある。道長の許には膨大な量の書籍が集められていたわけであるが、なかに「三史」そして『文選』がある。『文選』にはこれまでに見てきた『集注文選』『五臣注文選』も含まれていたに違いない。

『権記』に戻る。その寛弘七年十一月二十八日条である。

又大臣献御書。余并左金吾取之。右大臣問、何物。余申、摺本文選。金吾称、摺本文集。

又大臣御書を献ず。余并びに左金吾之れを取る。右大臣問ふ、何物ぞと。余申す、摺本文選なりと。金吾称ふ、摺本文集なりと。

この日、一条天皇はそれまで居所としていた枇杷殿から新造成った一条院内裏に還幸したが、道長はこれを祝い、贈物をした。その一環である。「左金吾」は左衛門督の頼通。道長は『文選』と『白氏文集』を贈っているが、『文選』は注本であった。道長自身『御堂閑白記』にこの日のことを詳しく記録していて、贈物にも触れている。

次御送物。摺本注文選、同文集。入蒔絵筥一双、袋象眼包、五葉枝。

次いで御送物。摺本注文選、同文集。蒔絵の筥一双に入れ、袋は象眼の包み、五葉の枝。

注目すべきは行成、道長共に記しているが、天皇に献上された『文選』『白氏文集』が「摺本」すなわち版本であることである。

周知のように、印刷技術の普及に伴う版本の流布は宋代における特筆すべき文化事象である。これらの本はおそらく先述の曾令文のような、この頃多く日本に來航していた宋の商人によってもたらされたものであろう。そして先に見た道長の書架に収蔵されていたに違いない。道長は宋版本という最先端の貴重な文物を献上しているのである。

この版本の『文選』のことは源経頼の『左経記』にも記されている。万寿二年（一〇二五）七月三日条につきのようにある。

及午後參御堂。東宮以子剋御遷大内。仍有御送物用意（摺本文集一部、同文選一部。各裏村濃薄物付銀枝。……）。自御堂可被奉云々。

午後に及びて御堂に参る。東宮、子の剋を以て大内に御遷せらる。仍て御送物の用意有り（摺本文集一部、同文選一部。各おの村濃の薄物に裏みて銀の枝に付く。……）。御堂自ら奉らるべしと云々。

先の例より十五年後のことであるが、類似の事例である。この日、東宮（敦良親王。のち後朱雀天皇）は上東門第から内裏へ帰ったが、これに際して、祖父に当たたる道長は祝儀として版本の『白氏文集』と『文選』とを贈っている。

藤原実資の『小右記』にも一例であるが、取り上げるべき記事がある。長元四年（一〇三一）七月二十五日条に次のようにある。

藏人右少弁経長美思白伝美思白。举周奉授文選史記已了。可加一級者。

藏人右少弁経長、繪旨（実は閑白の消息なり）を伝ふ。举周、文選、史記を授け奉ること已了んぬ。一級を加ふべしてへり。

匡衡の子、举周に後一条天皇の侍読を勤めたことに対する恩賞として加階するという天皇の命が伝えられているが、举周が天皇に講授したのは『文選』と『史記』であった。



\*

これまでとは全く異なる資料に目を向けてみよう。『文選』のテキストの奥書である。

京都、建仁寺両足院所蔵の明刊本『六臣注文選』六十卷（三十冊）の第二卷末には、菅原家における歴代の書写伝授を記した詳細な奥書がある。住吉朋彦氏によって紹介されたが、その一部に次の記述がある。

秘本奥書云

応和三年六月八日書写訖 同廿七日加<sup>三</sup>点訖 文章生資忠

寛和元年十一月七日以家説奉授 親王而已 右中弁菅資忠

応和三年（九六三）六月、菅原資忠（道真孫）が『文選』を書写し、調点を加えた。また、それより約二十年を経た寛和元年（九八三）十一月には、右中弁となっていた資忠が、その本に加えられた菅家の訓説にもとづいて、後に三条天皇となる居貞親王に『文選』を教授したことが知られる。

今は本論が対象とする一条朝前後に限ったが、これは菅原家における『文選』の師説の継承をもの語るものである。

#### 四

本論が主眼とする『文選』について、上述したことの要点を整理するとこのようになる。

応和三年（九六三）菅原資忠、『文選』を書写、調点を加える。

寛和元年（九八三）資忠、菅家の訓説にもとづいて居貞親王（三条天皇）に『文選』を講授する。

（同二年、一条天皇即位）

長徳四年（九九八）大江匡衡、「注文選」に加え「公孫羅注」を用いて、天皇に『文選』を講授する。

長保二年（一〇〇二）匡衡、「注文選」の調達を天皇に命ぜられ入手しえた四十数巻を献上する。

寛弘元年（一〇〇四）源乘方、『集注文選』を藤原道長に献呈する。これは中宮彰子を通して天皇にも献上される。なお、『集注文選』は匡衡も閲読しており、これを典拠として詩を詠んでいる。

同三年 宋商曾令文、道長に『五臣注文選』を献上する。

同七年 道長、天皇に版本の「注文選」を献上する。

万寿三年（一〇二五）道長、東宮敦良親王に版本の『文選』を献上する。

長元四年（一〇三一）頃 大江挙周、後一条天皇に『文選』を講授する。

匡衡とその時代における、このような『文選』受容の情況はどう評価できるだろうか。立場によって見方はそれぞれであろうが、私はけっこう（繁昌）していると言っているのではないかと思う。少なくとも〈衰微〉という評は当たらないだろう。

匡衡の時代、すなわち一条朝は、平安朝漢文学史において、一時期を画する盛期であった。その要因の一つは、一条天皇と藤原道長とが共に好文能文の人であり、漢詩文隆盛の牽引力となった

ことであるが、この『文選』受容においても、そうした役割を果たしている。

また、『文選』のテキストに関して、『集注文選』と版本『文選』が当代に登場することも注目すべき出来事である。それぞれのテキストとしての重要性は前述のとおりであるが、そうした二書が共に匡衡の時代に出現しているのである。この一事に依っても、『文選』受容史のうえで、一条朝はむしろ重要視すべき時代ではなからうか。

なお、『文選』の受容ということでは、当代の詩文の表現に『文選』の作品がどのように摂取されているかという視点ももちろん求められるが、そのことは先に一端ながら検証作業を行った<sup>(13)</sup>。

#### 注

- (1) 新日本古典文学大系本の作品番号。
- (2) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(東京大学出版会、一九六七年)一四六八頁。
- (3) 注2者、八二〇～八二二頁。
- (4) 東野治之『『文選集注』所引の『文選鈔』』(神田喜一郎博士追悼中国学論集)二玄社、一九八六年)参照。
- (5) 『権記』のこの二条の記事及び先述の匡衡の「述懐」の『文選六十卷』「加以孫羅注」を主な資料として、『文選集注』(後述)の編者は匡衡であるという説が陳獅氏により提起されたが、『集注文選』の成立過程について―平安の資料を手掛かりとして『中国文学論集』三八号、二〇〇九年)、これは「権記」の記事の誤読にもとづくもので、成り立ちえないことは、すでに佐藤道生

氏に指摘がある。「平安時代に於ける『文選集注』の受容」(『注釈書の古今東西』慶應義塾大学文学部、二〇一一年)。

- (6) 拙稿「宇多系源氏の文人―一条朝文人の動静」(『平安朝文人志』吉川弘文館、一九九三年)。

- (7) 『文選集注』については、これまでに多くの研究の蓄積があり、横山弘『『文選集注』研究論著目録』(二八五六―二〇一一、五)、『唐鈔文選集注彙存』三、上海古籍出版社、二〇一一年重版)にまとめられている。注5の佐藤論文は最近のそれである。

- (8) 佐藤道生氏は、一箇月後ということから、数巻のみが奉獻にふさわしく書写し直し、装飾を調べて献上されたと解釈している。注5論文。

- (9) 新日本古典文学大系本に拠る。

- (10) あるいは『江談抄』のこの記事と関わりがあるのではないかと思われる資料がある。『明衡往来』に次のような書状がある(中46往状。三保忠夫・三保サト子『雲州往来享禄本 研究と総索引 本文・研究篇』和泉書院、一九八二年に拠る)。

返献

陵頓首卷 長楊賦

古詩十九首 思玄賦

右、江家の説、証本之れを得たり。仍つて菅家の説と見合はせむが為に、先日借り申す所なり。其の功甫<sup>こうほ</sup>めて就れり。仍つて返し奉ること件んの如し。

乞ふ取領を垂れよ。自今以後、秘書を隔てず、相互ひに申し請くべきなり 謹呈

月日 兵部少将

謹上 菅式部大輔殿

兵部少輔某氏が借用していた『文選』を式部大輔菅原氏に返却する時の書状である。最初の「陵頓首」は李陵の「蘇武に答ふる

書」をいう。末尾に「李陵、頓首」と記す。いずれも『文選』所収の作品であるが、返状に「文選四卷」とあるので、それぞれで一卷の写本と考えられる。兵部少輔はかねて大江家の説に拠る証本を所持していたというが、注目したいのは、寛永十九年版本には、「思玄賦」の下に「同十二卷。以上文選也／集注百二十二卷」という双行注があることである（山崎誠「式家文選学一斑―文選集注の利用―」『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年）。「集注百二十二卷」は『集注文選』をいう。「江談抄」の記事は匡衡の詩の措辞の典拠が「思玄賦」の『集注文選』の注にあるということであるが、これも『文選』の中の四篇の一つとして「思玄賦」が挙げられ、『集注文選』が注記されている。ただし注記されているのみで、それ以上のことは分からないが、捨てておくには惜しいという思いから、注として記しておく。

(11) 田島公『日本、中国・朝鮮対外交流年表(稿)』(増補改訂版)』(私家版、二〇一二年)

(12) 住吉朋彦「本邦中世菅家文選学事掇拾」(『日本歴史』六五二号、二〇一二年)。

(13) 拙稿「平安朝における『文選』の受容―中期を中心に」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二年)。

(ことう・あきお 本学名誉教授)